

## 情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示(見せたり、コピーしたりさせないこと)とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

### A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報(職業、職場、学校名等)を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住所等が相手に知られないようにしてください。

**送達場所等の届出書の提出** → 「送達場所等の届出書」を用いて送達場所等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、別途「非開示の希望に関する申出書(送達場所等)」を作成して提出してください。

送達場所は、実家等の知られてもよい場所を記載してください。

申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

**書面の提出** → 主張書面や資料(源泉徴収票、診断書、陳述書等)を提出するときは、住所等の部分をマスキング(紙で隠してコピーする)して消した状態で提出してください。

### B

裁判所に提出する書面(主張書面及び資料)に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング(紙で隠してコピーする)して消した状態で書面を提出してください。

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない(提出されない)ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

### C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」(記載例参照)に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ(ホチキス)で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

**注意** あなたが、「非開示の希望に関する申出書」(「非開示の希望に関する申出書(送達場所等)」の送達場所等を除く)を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。